

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は〈工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の書き方〉を参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、〈工事種類別完成工事高の書き方〉の○数字に対応しています。

(用紙A4)
2 0 0 0 2工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

27ページを参照

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 ② 自 0 4 年 0 4 月 至 0 6 年 0 3 月 ③										審査対象事業年度 自 0 6 年 0 4 月 至 0 7 年 0 3 月 ⑥ ⑦ ① (1.2年平均) 2.3年平均																													
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5 年 4 月 ~ 6 年 3 月 ④ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 4 年 4 月 ~ 5 年 3 月 ⑤										左欄「完成工事高」のうち元請 完成工事高について記入																													
業 種 コード ⑨ 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) ⑩ 5 5 6 2 4 2										元請完成工事高(千円) ⑪ 5 5 6 2 4 2										完成工事高(千円) ⑫ 3 7 4 0 9 0										元請完成工事高(千円) ⑬ 3 7 4 0 9 0									
工事の種類 ⑧ 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 260,110 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 852,375										元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 260,110 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 852,375										審査対象業種は実績な しでも「0」を記入																			
業 種 コード 3 2 0 1 1	2 9 0 0 0 0										2 9 0 0 0 0										0										0									
工事の種類 P C 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 130,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 450,000										元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 130,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 450,000																													
業 種 コード 3 2 1 7 0	1 0 0 0 0 0										4 0 0 0 0 0										4 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0									
工事の種類 塗 装 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 50,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 150,000										元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 20,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 60,000																													
業 種 コード 3 2 2 2 0	5 4 3 4 8 0										1 5 0 0 0 0										2 2 7 1 0 0										5 0 0 0 0 0									
工事の種類 電気通信 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 372,389 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 714,571										元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 100,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 200,000																													
業 種 コード 3 3 ⑭ その他	0										0										0										0									
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0										元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0										財務諸表の完成工事高 と一致																			
業 種 コード 3 4 ⑮ 合計	1 1 9 9 7 2 2										7 4 6 2 4 2										6 4 1 1 9 0										4 3 4 0 9 0									
⑯ 契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)																																								

項番32と33の合計(切捨て後の額)と一致。ただし、法面処理・PCなどの内訳業種は、合計額に含めません。

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和06年04月 ～ 至令和07年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和6年10月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和06年04月 ～ 至令和07年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例1）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和6年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和7年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和06年04月 ～ 至令和07年03月

（例2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和6年3月31日に終了した場合で事業年度の変更に
より令和6年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和06年01月 ～ 至令和06年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和7年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和06年10月 ～ 至令和07年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和7年3月31日）より前の日（令和6年11月1日）に申請するとき
自令和06年10月 ～ 至令和00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

〈完成工事高（帳票）の書き方〉

- ① 「計算基準の区分」は、申請者が選択してください。
- 「2年平均」は「1」、「3年平均」は「2」を記入してください。記入例は、3年平均を選択した場合です。
- ② 「2年平均」を選択したときは、前審査対象事業年度の期首の年月を記入してください。
- 「3年平均」を選択したときは、前々審査対象事業年度の期首の年月を記入してください。
- ③ 前審査対象事業年度の終了の年月を記入してください。
- ②及び③は、年月を二桁ずつ続けて記入してください。
- ④ 前審査対象事業年度の期間を記入してください。
- ⑤ 前々審査対象事業年度の期間を記入してください。
- ⑥ 審査対象事業年度の期首の年月を記入してください。年月を2桁ずつ続けて記入してください。
- ⑦ 審査対象事業年度の終了の年月を記入してください。年月を2桁ずつ続けて記入してください。
- 用紙が2枚以上になるときは、2枚目以降は①から⑦までの記入は不要です。
- ⑧ 「20001」帳票の「経営規模等評価等対象建設業（項番16）」で「9」を記入した業種と同じ業種名を記入してください。

建設業許可29業種のうち土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事の3業種は、内訳業種も記入してください（P. 27の〈内訳のある業種について〉を参照）。

内訳業種の完成工事高がない場合であっても必ず記入してください。

なお、⑩の合計には内訳業種は含みません。

- ⑨ P. 27の業種コード一覧表から記入してください。
- ⑩ 「2年平均」を選択した場合、前審査対象事業年度の完成工事高を記入してください（完成工事高計算表への記入は不要です）。

「3年平均」を選択した場合、「完成工事高計算表」の前審査対象事業年度の完成工事高と前々審査対象事業年度の完成工事高の平均金額（消費税抜きの金額を千円未満切捨て）

裏付資料：「前審査基準日の経営事項審査申請書副本」

- ⑪ 完成工事高のうち、元請完成工事高を記入してください（元請完成工事高がない場合は、「0」を記入してください）。

*元請工事とは、発注者から直接請け負った建設工事をいいます。以下同様です。

記入方法は、⑩と同様です。

裏付資料：「直前3年の各事業年度における工事施工金額」が添付されている変更届出書（決算）

事業年度ごと（2年平均は2期分、3年平均は3期分）に必要です。また、前事業年度に基づく経営事項審査を受けている場合は、前回の経営事項審査申請書を併せて提示してください。

- ⑫ 審査基準日で決算した完成工事高を記入してください（消費税抜きで千円未満を切捨て）。

*⑪及び⑫を記入するにあたり、免税業者等、税込みで変更届出書（決算）を提出している場合は、税抜きの「工事経歴書」、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」を作成し、経営事項審査申請時に別途提出してください。

*完成工事高は一部専門工事から一式工事へ、一部専門工事間で振り替えることができます

（P. 28の〈完成工事高の業種間の振替〉を参照）。

一請負契約の建設工事の完成工事高を分割計上、二重計上はできません。

裏付資料：工事経歴書が経営事項審査受審用の記載要領を満たしたものを添付した変更届出書（決算）の副本と、契約書類

＊契約書について：アからエまでの契約書類等（写しで結構です）は、工事経歴書に記載された工事のうち、審査対象業種ごとに記入順で上段から３件とします。

ただし、疑義が生じた場合等は、これ以上の契約書類等を求める場合があります。

ア 契約書（ＪＶ工事の場合は、出資比率が分かる協定書も必要です。）

イ 契約書がない場合は、「注文書と請書」（工事件名、工事内容、請負金額、工期、契約者名が記載されていることが必要です）

ウ 注文書、請書がない場合は、請求書と入金額等が確認できる預金通帳等

エ 単価契約の裏付資料：**契約書＋請求書等（＋一覧表）＋入金資料等**（Ｐ．２９の〈単価契約の資料について〉を参照）

オ 請書しかない場合や契約書類に注文者の押印が無い場合は、入金確認資料も必要です。また、経営事項審査で、請書・請求書を確認資料とする予定の方は、コピーを取り、保管しておいてください。

カ 新規許可、許可業種の追加をし、**審査対象事業年度及び前（前々）審査対象事業年度に建設業許可がない期間がある場合で完成工事高を記入するときは、各年度及び各業種ごとに全件の工事が記載された工事経歴書を作成の上、２部（正本、副本）提出してください（各業種の完成工事高が「税込み 500 万円未満」の場合は不要です）。**

＊ 建設業法第 19 条の規定により、請負契約の当事者は、法で定められた事項が記載及び記名押印された書面を相互に交付しなければならず、また、建設業法第 40 条の 3 及び建設業法施行規則第 26 条で、建設業者は法令で定められた事項が記載された帳簿を備え付け、帳簿に前記の書面などを添付し、建設業法施行規則第 28 条に定められた期間（５年間。新築住宅に係る場合は 10 年間）保存しなければなりません。また、契約金額などを変更する場合は、事前に契約変更をしなければなりません。

- ⑬ 完成工事高のうち、元請完成工事高を記入してください（元請完成工事高がない場合は「０」を記入してください）。

裏付資料：**審査対象事業年度の変更届出書（決算）**（金額は「直前３年の各事業年度における工事施工金額」と一致します）、**契約書類**

＊ 業種ごとの完成工事高（元請完成工事高）は、事業年度ごとの「直前３年の各事業年度における工事施工金額」及び工事経歴書の合計に一致します（一式工事に振り替えた場合は、振替元の総合計額に一致します）ので、必ず事前にご確認ください。

- ⑭ 経営規模等評価対象建設業種以外で建設業許可を受けた建設工事の完成工事高と、許可を受けないで営む建設業に関わる建設工事の完成工事高の合計額

- ⑮ 該当箇所には○を付けてください。「有」は、減額変更前の契約額で評価します。

ページが２枚以上になる場合は、各ページに記入してください。

裏付資料：**契約後ＶＥにより契約額が減額となった証明**

＊ 契約後ＶＥとは、契約締結後、受注者が自主的に工事内容を見直し、工事目的物の機能・性能等を低下させることなく、契約金額の低減を可能とする施工方法等の代替案を提案する制度です。

- ⑯ 項番 32 及び 33 に記入した工事高の合計額を記入してください（ＰＣなどの内訳業種は含みません）。用紙が２枚以上になる場合「その他」、「合計」は最終ページに記入してください。

裏付資料：**消費税確定申告書控え及び消費税納税証明書その 1**

※免税の場合は、免税であることが分かる書類（納付額「無」の消費税納税証明書等）を提示してください

＊ 消費税確定申告書控え及び消費税納税証明書その１との確認について

ア 完成工事高が、消費税確定申告書の課税標準額を上回る場合は、完成工事高が正しくない場合があります、その説明を求めますので、答えられるようにしておいてください（なるべく、その理由を記載したメモ等の資料を提示してください）。また、売上高が課税標準額を上回る場合においても、説明を求めますので、答えられるようにしておいてください。

完成工事高が誤っていた場合等の例：

- a 完成工事高を税込みで処理していた
- b 不動産売買等の収入を完成工事高に含んでいた
- c 修正後の申告書を提示していなかった

なお、a・bの場合等は、経営状況分析を再度申請する必要があります。

イ 消費税確定申告書（控）における差引き税額（⑨欄）と地方消費税の納税額（⑳欄）の合計が、当該証明書に記載された当該営業年度の納付すべき税額と一致していない場合は、その理由を求めますので、回答できるようにしておいてください。

〈業種コード一覧表〉

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

〈内訳のある業種について〉

下の表の左側業種については、右側業種が内訳です。工事实績がなくても必ず記入してください。

内訳のある業種の一覧

業種名	(業種コード)	内訳業種名	(業種コード)
土木一式工事	(010)	PC工事	(011)
とび・土工・コンクリート工事	(050)	法面処理工事	(051)
鋼構造物工事	(110)	鋼橋上部工事	(111)

〈完成工事高の業種間の振替〉

土木工事、建築工事として発注されている工事の中には、工事の内容が建設業法の工事種別では専門工事として分類されるものがあります。このような場合は、決算報告（変更届出書）の工事経歴書上は専門工事に計上し、経営事項審査での工事種類別完成工事高上は、一式工事として計上することができます。これを、一部専門工事から一式工事への完成工事高の振替といいます。

振替ができる専門業種は、下の表のとおりです（振り替えた場合は、余白に専門工事の内訳を記載してください。）。

なお、振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。

振替先の一式工事	←	振替元の専門工事
土木一式工事	←	とび、石、タイル、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設 (以上の専門工事は、専門工事相互の振替はできません。)
建築一式工事	←	大工、左官、とび、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、 ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体 (以上の専門工事は、専門工事相互の振替はできません。)

下の表の専門工事の完成工事高は、相互に関連があるため専門工事相互間の完成工事高の振替ができます。このような場合は、決算報告（変更届書）の工事経歴書上は振替元専門工事に計上し、経営事項審査の工事種類別完成工事高上は振替先専門工事として計上します。これを専門工事間の完成工事高の振替といいます。振替ができる専門業種は下の表のとおりです。

なお、振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。

専門工事（振替先（振替元））	⇔	専門工事（振替元（振替先））
電気	⇔	電気通信
管	⇔	熱絶縁
管	⇔	水道施設
とび	⇔	石
とび	⇔	造園

〈「完成工事高の振替」注意事項〉

- ア 完成工事高の振替は申請者が選べます。
- イ 振替元の業種の組合せは申請者が選べます。
- ウ **振替元の業種は、審査対象業種として申請することはできません。**
- エ 発注者によっては、振替先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないところがあり、公共工事の入札に参加できないことがあります。
- オ 経営事項審査の完成工事高の振替を認めているか発注者に確認してください。
- カ 振り替える場合は、振替元の業種の全ての完成工事高となります（一部振替はできません。）。
- キ 前年度、前々年度の完工高も、今回申請する基準日の完工高の振替に合わせて振り替えてください。
- ク 裏付資料：振替元の専門工事の契約書、注文書と請書等

〈初めて経営事項審査を受けるときの前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高〉

- ⑩ 新規申請で前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高

裏付資料：前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の決算報告（変更届出書）

⑪ P. 25 〈完成工事高（帳票）の書き方〉を参照

〈建設業法で定義している「建設工事と建設業の種類」が契約書等の工事件名では分からない場合〉

「〇〇改修工事」などの工事件名で発注される工事は、外壁修繕工事、外壁塗装工事、内装工事など多岐にわたっています。このような場合は、工事内訳書、見積書など工事の具体的な内容が確認できる資料も提示してください。

〈一つの工事発注で工事を完成するために2業種以上の工事を行う場合について〉

「外壁塗装工事」などは、外壁の塗装工事を完成するために、塗装工事と防水工事などの複数の業種の工事を行うことがあります。このような場合は、原則的に発注者がどの業種の完成を目的として工事を発注したかを考えて、工事種類を1業種に一括した金額で工事経歴書に計上してください。提示書類には工事内訳書、見積書など、工事の具体的な内容が確認できる資料も必要になります。

工事種別の分類が不明の場合は、経営事項審査前に建設業課審査担当へ相談してください。

事前相談の資料：契約書、発注書＋工事内訳書又は見積書（工事内容が確認できる資料）

〈単価契約の資料について〉※元請の公共工事。単価契約と同様の発注指示・支払方法の契約を含む。

単価契約書には、発注限度額しか記載がありません。工事経歴書1件に記入する請負金額は、その契約において、受注者の決算期内に売上として計上した請求額の累計金額です。請求書等の枚数が4件以上になる場合は、一覧表を作成して、累計金額（工事経歴書1件に記入した請負金額）が分かるようにしてください。

裏付資料：契約書＋一覧表＋【一覧表上金額が高い順で3件分（3件未満の場合は全て）の請求書等とその入金資料（指示書等に発注元部署の公印が押印されている場合の入金資料は不要です。）】

〈複数の裏付資料について〉

契約書、注文書と請書いずれかの資料を組み合わせることができます。

契約書、注文書と請書がない場合は、経営事項審査の審査前に相談コーナーへ相談してください。

〈追加（変更）工事の取扱いについて〉

追加（変更）工事がある場合は、追加（変更）工事の契約書、注文書と請書等も必要です。

〈電子発注の裏付資料について〉

工事が電子発注で行われ、押印のある契約書、注文書と請書等がない場合は、電子データのプリントと、電子発注に対して発注者と受注者の間で交わされた協定書等、若しくは入金の確認できる資料を用意してください。

〈事業年度による記入について〉

事業年度により記入する場合は、記載要領2をよく読んで記入してください。

〈土木一式工事、建築一式工事の完成工事高の計上について〉

経営事項審査の工事分類は、建設業法別表により行います。工事発注業種が土木工事、建築工事で行われ

ていても工事内容が建設業法の別表の専門工事に該当する場合は、土木一式工事、建築一式工事の完成工事高に計上できません。このような場合には、工事経歴書等の訂正が必要になります（変更届出書（別紙8）の訂正について（P. 93参照）の提出）。

建設工事の分類については、建設業課発行の「建設業許可申請・変更の手引」の「建設工事と建設業の種類」等も参照してください。

なお、経営事項審査では、専門工事の完成工事高を一式工事にまとめられます（完成工事高の振替）ので利用してください。（P. 28参照）

*** 一式工事は、総合的な企画、指導、調整の元にする工事のため、通常、元請工事のみとなります。また、建築一式工事は、通常、建築確認（建築主が国や独立行政法人、都道府県等である場合は計画通知）を必要とする新築及び増築工事となります。なお、新築・増築工事であることが確認できない場合は、確認申請書等の資料を求めることがあります。**

〈剪定、交換、調査等の完成工事高への計上について〉

経営事項審査の工事の定義は、建設業法第2条により行います。

建設業法第2条第2項

この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

剪定、除雪、調査、点検、電球・部品の交換や常備工事等は「建設工事の完成を請け負う営業」という定義から外れるため、原則として完成工事高に計上することはできません。

この場合は、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要となり、経営状況分析、決算変更届（完成工事高等）をやり直すことになります。

〈配置技術者に出向者を配置している工事の完成工事高について〉

平成16年3月1日付国総建第315号「監理技術者制度運用マニュアル」二一四により当該企業と直接かつ恒常的な雇用関係のない出向者は、原則として、監理技術者及び主任技術者（＝配置技術者）になりません。また、派遣社員もなりません。該当する工事がある場合は、「その他工事」に入れてください。

〈建設業法第26条第3項に該当する工事の配置技術者について〉

建設業法第26条第3項に該当する工事（同法施行令第27条を参照）の配置技術者は、当該工事に専任する必要があります。そのため、原則、建設業許可における営業所技術者等との兼務はできません。また、専任が必要な工事の配置技術者は、原則、同時期に他の専任が必要な工事の配置技術者との兼務はできません（P. 40参照）。該当する工事がある場合は、「その他工事」に入れてください。

〈許可取得以前に請け負った工事について〉

新規許可業者で建設業許可取得以前に請け負った1件税込み500万円以上（建築一式の場合は税込み1,500万円以上）の工事等（建設業法第3条第1項、同法施行令第1条の2を参照）は、「その他工事」に入れてください。1件税込み500万円未満（建築一式の場合は税込み1,500万円未満）の工事については、P. 26「カ」を参照してください。

〈決算期の変更を行ったときの審査対象事業年度等の期間の記入方法〉

(1) 審査対象事業年度の記入方法

- ⑦ (審査対象事業年度の期末) 決算変更後の決算日を含む月を起点とします。
- ⑥ (審査対象事業年度の期首) ⑦を含めて12か月前の月「この⑥～⑦の期間を審査対象事業年度」とします。

(2) 前審査対象事業年度等の記入方法

- ・ 完成工事高計算基準の区分を「1. 2年平均」としたとき
 - ③ ⑦の1年前の月を記入してください。
 - ② ⑥の1年前の月②～③の期間を「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」とします。
 - ④ ②及び③の期間を記入してください。
- ・ 完成工事高計算基準の区分を「2. 3年平均」としたとき
 - ③ ⑦の1年前の月を記入してください。
 - ② ⑥の2年前の月を記入してください。
 - ④ ③から12か月遡及する期間を記入してください。
 - ⑤ ②から12か月間を記入してください。

〈決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法〉

- ⑩～⑭ 下記の例を参考に、計算式を余白に記載するか、任意の様式で作成の上、提出してください。
東京都経営事項審査ホームページに、参考様式として「決算期変更計算書(Excel)」を掲載していますので、ご利用ください。

(例) 令和6年12月31日決算を令和7年3月31日決算に変更した場合

審査対象事業年度：令和6年4月から令和7年3月まで

ア 審査対象事業年度(当該期間)の完成工事高

(令和6年1月から同年12月までの完成工事高 $\times 9/12$) + (令和7年1月から同年3月までの完成工事高)

イ 前審査対象事業年度(令和5年4月から令和6年3月まで)の完成工事高

(令和5年1月から同年12月までの完成工事高 $\times 9/12$) + (令和6年1月から同年12月までの完成工事高 $\times 3/12$)

ウ 前々審査対象事業年度(令和4年4月から令和5年3月まで)の完成工事高

(令和4年1月から同年12月までの完成工事高 $\times 9/12$) + (令和5年1月から同年12月までの完成工事高 $\times 3/12$)

＊ 2年平均(通常は3期分必要)、3年平均(通常は4期分必要)に対応した確認資料(決算変更届)が必要となります。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉

- ②、③、⑦については、カラムに「0」を記入してください。
- ⑥については、会社が成立した日、開業した日の年月を記入してください。
- ⑧は審査対象建設業の工事種類を記入してください。
- ⑨は審査対象建設業の業種コードを記入してください。
- ⑩～⑭、⑯は「0」を記入してください。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉

- ②、③については、カラムに「0」を記入してください。
- ⑥については、会社が成立した日、開業した日の年月を記入してください。
- ⑦については、決算日（審査基準日）の年月を記入してください。
- ⑧は審査対象建設業の工事種類を記入してください。
- ⑨は審査対象建設業の業種コードを記入してください。
- ⑩、⑪は「0」を記入してください。